

変動金利定期預金規定

(令和2年2月3日現在)

1. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金にはなりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れ記載を取消したうえ、または証書と引換えに当店で返却します。

2. 利率の変更

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6ヵ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率（以下「指標金利」という。）に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをした時は、その定めによるものとします。

3. 届出事項の変更、通帳・証書の再発行等

- (1) 通帳、証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳、証書の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳または証書を再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

4. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに、成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合は、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

5. 印鑑照合

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をも

って照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

6. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

7. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第9条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. 取引の制限等

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

9. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続をするときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金

者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第6条第1項に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第8条第1項もしくは第4項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合

⑥前5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

⑦第8条第1項から第4項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されない場合

(4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される

べき関係を有すること

F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

10. 自動継続

(1) 自動継続式のこの預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のこの預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日とし継続日における指標金利に、この預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

指標金利の基準は、変更することがあります。この場合の新基準は、変更日以後に継続されるこの預金から適用します。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

11. 非自動継続

非自動継続式のこの預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

12. 利息

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同様）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日を「中間計算日」とし、次の通り計算のうえ支払います。この場合、預入日の3年後の応当日を満期日とした複利式のこの預金（以下「複利式定期」という。）の利息は、6カ月複利の方法により計算します。

① 中間計算日ごとに、預入日、または前回の中間計算日からその中間計算日の前日までの日数（以下「中間計算日数」という。）および通帳または証書記載の利率（継続したときは第10条第2項の利率。第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらを「約定利率」という。）によって計算した利息額と最後の中間計算日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息額の合計を「期間中利息」とします。

②複利式定期以外の場合は、「中間計算日」ごとに、「中間計算日数」および通帳または証書記載の中間払利率（継続をしたときは第10条第2項の利率に70%を乗じた利率。第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した利息額を「中間払利息」とします。

③「中間払利息」は、利息の一部として、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、指定口座に入金できず現金で受取る場合、またはあらかじめ現金で受取る方式にした場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

④「期間中利息」から「中間払利息」の合計を差引いた残額（中間払利息がない場合は期間中利息の全額）は、次の方法により支払います。

A. 自動継続式の場合

あらかじめ指定された方法により、満期日に指定された預金口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

ただし、指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

なお、継続を停止した場合は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

B. 非自動継続式の場合

満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2)満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

自動継続式で継続を停止した場合も同様とします。

(3)この預金を第9条第1項により満期日前に解約する場合および第9条第3項もしくは第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①預入日の6カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6カ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間計算日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間計算日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した金額の合計（以下「期限前解約利息」という。）をこの預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a. 6カ月以上1年未満 約定利率×50%

b. 1年以上3年未満 約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a. 6カ月以上1年未満 約定利率×40%

b. 1年以上1年6カ月未満 約定利率×50%

c. 1年6カ月以上2年未満 約定利率×60%

d. 2年以上2年6カ月未満 約定利率×70%

e. 2年6カ月以上3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

13. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は、当該預金証書（または通帳）表示の約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日迄として、利率、料率は当組合の定めによるものとします。

す。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

15. 規定の交付

(1) 規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは当組合ウェブサイトへの掲載の方法により行うこととします。

(2) 印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申出てください。

以上

淡陽信用組合

URL <https://www.danyo.co.jp/regulation/index.html>